

創業セミナーのご案内

- 日時 9月19日(木) 午後1時30分～3時30分
 - 場所 まち・ひと・しごと交流プラザ（気仙沼市南町海岸1番地11）
 - 対象者 ①創業を考えている人、創業して間もない人
②プチ創業や副業に興味がある人
 - 内容 ①創業の心構えと基礎知識
・創業計画・資金計画
・プチ創業のススメ（事例を交えながら解説）
②創業保証制度等について
・セミナー終了後、個別相談会開催。
・個別相談会については希望者のみ。
 - 定員 30名（先着順）
 - 参加費 無料
 - 申込方法 宮城県信用保証協会のホームページよりお申込み下さい
URL：https://www.miyagi-shinpo.or.jp
 - 申込期限 9月12日(木)
- ☎ 宮城県信用保証協会経営支援部経営支援課
☎022-225-5230

無料弁護士移動相談会

中小企業・個人事業者の事業者間の問題を対象に無料弁護士移動相談会を開催します。
取引上の悩み、トラブル、疑問などがあつたら、弁護士のアドバイスを受けてみませんか？

- 日時 9月25日(水)
午前11時～午後2時
(各人時間予約制)
- 場所 気仙沼合同庁舎
1F 大会議室控室
(宮城県気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6)
- 締切日 9月17日(火)
※締め切りを過ぎても受け付ける場合があります。
- 申込先 公益財団法人みやぎ産業振興機構 ☎0120-418-618

9月は第63回船員労働安全衛生月間です

この期間に、国土交通省などでは船員の災害防止と乗組員の疾病予防を目的として各種行事を実施していますが、気仙沼地区船員労働安全衛生協議会では入港船舶を訪船し、災害や疾病の防止に関する指導を行うなど、船員の皆さんの安全衛生対策の推進を図ります。

月間スローガン

『元気に乗船 無事故で下船 笑顔で帰宅のゼロ災害』

☎ 気仙沼地区船員労働安全衛生協議会
事務局・気仙沼海事事務所 ☎22-6906

屋外広告物適正化旬間

県では美しい街並みを守るとともに、広告物の倒壊などによる危険防止や通行人の安全確保のため、屋外広告物条例を定め屋外広告物の適正な設置に向けた取り組みを行っています。

また、毎年9月1日から10日までを「屋外広告物適正化旬間」と定め取組みを強化していることから、県においても是正指導やパトロール、パンフレットの配布、屋外広告物の安全性の向上に取り組んでいます。安全で美しいまちづくりのため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

☎ 宮城県気仙沼土木事務所行政班 ☎24-2539

令和元年度 宮城県総合畜産共進会

肉豚の部	肉用牛の部
【日時】 9月6日(金) 午前11時30分～午後1時30分 出品予定頭数75セット150頭 【場所】 宮城県食肉流通公社（登米市米山町）	【日時】 9月14日(土) 午前9時30分～午後2時 出品予定頭数106頭 【場所】 みやぎ総合家畜市場（美里町）
乳用牛の部	試食販売会（9月14日のみ開催）
【日時】 9月25日(水) 午前9時30分～午後2時 出品予定頭数98頭 【場所】 みやぎ総合家畜市場（美里町）	牛肉の試食、畜産物および地場産品の即売、畜産相談コーナーなど ※試食は午前10時30分から開始となりますが、数に限りがありますので、なくなり次第終了となります。 ※販売品は午前中に売り切れとなる場合があります。
☎ 一般社団法人宮城県畜産協会 経営支援課 ☎022-298-8473	

個人版私的整理ガイドラインのご案内

東日本大震災により被害を受けられた皆様へお知らせです。ガイドラインを利用することにより、震災前からの住宅ローンなどが免除されます。※債務の免除には、一定の要件を満たす必要があります。

- 利用するメリットとして
 - ①生活再建に必要な資産（500万円（上限）・義援金等）は手元に残せません。
 - ②弁護士などの登録専門家が手続きをサポートします。また、国の補助により弁護士費用はかかりません。
 - ③債務整理したことは個人信用情報として登録されません。
- 詳しい内容は、下記に問い合わせください。

☎ 一般社団法人 東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関
コールセンター ☎0120-380-883
(受付時間 平日 午前9時～午後5時)

法定相続情報証明制度が便利でお得です!!

全国の登記所（法務局）で、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する「法定相続情報証明制度」を取り扱っています。

この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります(注)。

手数料も無料で、複数ある相続手続が同時に進められるなど、とても便利でお得な制度です。ぜひご利用ください。

発行に必要な書類など、詳しくは法務局ホームページまたは、以下までお問い合わせください。

(注) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

☎ 仙台法務局気仙沼支局 ☎22-6692

河川の不法占用はやめましょう

河川は、河川管理上支障なく、また、他の利用者や付近住民に支障にならないような利用については、誰もが自由に使用することができます。

しかし、河川敷での不法占用（不法耕作や不法係留）は、一部の人が公共の土地を独占的に使用することにより、他の方の迷惑となるだけでなく、堤防や護岸などの損傷・弱体化、水質汚染など河川を管理する上で支障となります。

誰もが快適に利用しやすい河川とするために、皆様のご理解とご協力をお願いします。

☎ 宮城県気仙沼土木事務所行政班 ☎24-2539